

大阪市東住吉区告示第38号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項により認可した次の地縁団体について、同条第11項の規定による告示事項変更の届出があったので、同条第10項の規定に基づき告示する。

令和7年3月31日

大阪市東住吉区長 藤原鉄也

地縁による団体の名称 山邑会

事務所所在地 大阪市東住吉区公園南矢田3丁目10番30号

1 変更があった事項及びその内容

変更があった事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	田中 莊滋 大阪市東住吉区公園南矢田 3丁目8番17号	吉本 幸生 大阪市東住吉区公園南矢田 2丁目6番8号

2 変更の年月日

令和7年4月1日

3 変更の理由

役員改選による代表者の交代

(東住吉区役所区民企画課)